

# 令和5年度事業計画

## はじめに

令和4年、日本の年齢別人口において最も層の厚い団塊の世代（昭和22年～24年生れ）の方々が75歳を迎え始めた。令和7年までに毎年約200万人が75歳以上となると見込まれている。健康上の問題で日常生活を制限されることなく生活できる期間である健康寿命は、令和元年に女性が75.38歳、男性が72.68歳と延びてきているものの、今後、介護や医療を必要とする方が増える可能性がある。高齢者の高齢化が進む一方で、令和2年以降5年ごとの人口増減率は、65歳以上の増加率の幅よりも、いわゆる現役世代の減少率の方が大きくなっていくと推計されている。（令和4年版厚生労働白書より）

定年退職後等に、地域社会に根ざした臨時的かつ短期的又は軽易な就業を通じた社会参加を希望する高年齢者に対して、その希望に応じた就業機会を確保・提供するシルバー人材センター事業を推進するにあたり、令和5年度は、コロナ禍を経て大きく変化した社会情勢にあって、過去の例に縛られることなく、未来の姿をしっかりと見定めながら、現在の歩みを確実に進めるために、センター事業の根本である『会員拡大と就業拡大』を強化することに絞り込んだ事業運営に取り組みます。

また、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が変更されましたが、リスクが完全に無くなったわけではないため、高齢者団体としての自覚と責任を持ち、引き続き『会員の健康と安全を守る事』を最優先に事業を推進します。

## 1 基本計画

- (1) 会員拡大を推進する取り組み。 (基本事項)
- (2) 就業機会の拡充・創出する取り組み。 (基本事項)
- (3) 安全・適正就業を守る取り組み。 (基本事項)
- (4) センター事業発展等に係る強化取り組み。 (強化事項)

## 2 実施計画

- (1) 会員拡大を推進する取り組み（入会に繋げる取組）

**①入会説明会の開催回数を見直し、会員の入会促進に繋がります。**

- ・説明会の内容（質）は維持しつつ、開催回数を月1回から2回に増加し、入会会員の増加獲得につなげる事（サポートセンターでの開催も検討）

**②センターを周知する媒体を通して、会員の獲得に繋がります。**

- ・市内・市外を問わず人が集まる場所に普及・啓発看板を設置する事
- ・定期的に紙媒体（チラシ）を市内に配布し入会を促進する事
- ・市内全世帯に配布される市の広報誌を活用した宣伝を掲載する事
- ・メディア媒体を活用した（映像・音声等）啓発を促進する事

**③センターを周知する催事を通して、会員獲得を行います。**

- ・隔月にシルバー説明会が含まれた啓発催事を実施する事  
（6月・8月・10月・12月・3月を予定）

**④会員の皆様には、会員獲得の協力をお願いします。**

- ・甲子園年間シートを媒体として、友人を会員登録へつなげる啓発をお願いします。

**⑤蓄積したノウハウを活用し、会員拡大の施策を遂行します。**

- ・コロナ禍で経験した出張校区别説明会の開催など、入会を促す会員獲得活動も3年を迎え、一定の結果が得られたことから、入会に繋がる有効な手法は継続して実施する事。

**(2) 就業機会の拡充・創出する取り組み**

**①拡充を推進するための手法**

- ・メディア、チラシ等の媒体を活用した営業を強化する事
- ・発注者との接点を強化し、現行の業務以外に新たな業務が受託できるよう営業活動の強化につとめる事
- ・茨木市商工労政課を含めハローワーク・商工会議所等の就業先確保に繋がる機関との積極的な連携を保ち、受託に繋がる営業を促進する事
- ・シルバー就業説明会（入会説明会とは異なる）を年2回開催し、発注者の開拓を行う事
- ・就業機会の損失に繋がる苦情発生に関しては、再発防止の徹底を推進するとともに、内容に応じて厳しい対処をする事
- ・就業に取り組む姿勢では、良い慣習は残し拡げ、悪い慣習は直ちに是

正し、就業場所の保持に努める事

## ②創出を推進するための手法

- ・シニア層は困難と諦めるのではなく、ハイテク・ITを活用した業種に参入すべく、最先端技術に携わる事業者・事業所との接点を持ち相互に意見交換等を交え、新たな分野での就業の開拓を模索する事
- ・公共事業の指定管理に関する情報などを機敏にいち早く茨木市等から収集し、先んじた営業を展開して当センターの就業受託に繋げる事
- ・現在の利用者への要望アンケートや市内異業種との意見交換の場を設け、集約した情報から新たに取り組める事業を創り出す事
- ・会員が責任を持ち運営する独自事業については、地域で求められ、シニア層でも携わることが出来る事業の企画立案(例:子育て関連業務等)を検討し、その運営を会員が担う事による就業場所の創出に繋げる事

※現在、運営されている独自事業は、手打ちそば処茨木とパソコン教室

- ・就業の拡大と創出についても、積み重ねたノウハウを基に効果的な手法は継続推進していく事

## (3) 安全・適正就業を守る取り組み

### ①安全就業の推進

- ・安全な就業は、作業を行う前から準備する事でもあり、従事する会員が安心して業務に就けるよう出来る限り最善の安全グッズ(自転車用ヘルメット・空調服等)の助成や就業環境の整備に努め、事故防止策を履行する事
- ・新たに職員に取得させた、第1種安全衛生管理者資格(国家資格)を活用した安全対策を促進し、事故の未然防止・再発防止の徹底に努め事故発生率の抑制に繋げる事
- ・就業提供側である事務局は、あらかじめ会員に無理のない内容で就業を提供するとともに、事故防止の観点から就業継続が困難と判断した場合は、躊躇なく会員の安全を最優先に厳しい決断をし、今後の会員の未来を守る事

### ②適正就業の推進

- ・特に長年継続されている受託業務に関しては、請負・派遣の区分を定期的に調査し（業務内容による精査）、シルバーガイドラインに基づき、契約書・作業内容等が適正に履行されているかのチェックを強化する事
- ・就業を円滑かつ持続的に推進することは、業種ごとに決められたルール・規則に従い実践する事が重要であることから、従事する会員・事務局は逸脱する事なく適正な実施に努める事
- ・請負契約は、労働関係法が適応外のシルバー事業だが、行う作業に一般との遜色は無い。この様な現実を鑑み、高齢者だからという観点は出来る限り排除して、発注者との交渉に臨み配分金額等の向上に努める事
- ・昨年度において早期から交渉し、理解が得られなかった最低賃金改正後の茨木市との配分金額の見直しに係る契約の変更については、今年度も引き続き担当課の協力を得て粘り強く要望する事
- ・安全遵守は適正就業に、適正遵守は安全就業に繋がる事から、会員と事務局が共有の認識を持ち、それぞれが蓄積した経験を踏まえ出来る役割を実践する事

#### **(4) センター事業発展等に係る強化する取り組み事項**

コロナ禍3年間で実績を伸ばし続けた取り組みは、基本として継続し、コロナ収束後（5類引き下げ）に強化する取り組みは、以下のとおりとし推進・検討していく事

- ①茨木市からのコロナ関連委託業務の終了をうけ、契約実績が大きく減少することから、継続されている受託業務の維持と新たな業務委託につながる営業活動の強化に努めます。
- ②今年度10月から実施されるインボイス制度については、会員が負担（配分金に係る消費税納付）するような状況が発生しないよう、事務局が全力で交渉を行い、持続的な発注者への負担の継続に努めます。
- ③社会経済の状況（物価高・不況・賃上げ等）を注視しながら、公的支援だけにとらわれず、柔軟に対応できる組織作りを行って、会員の生活・健康などに対して出来る限りの助成・還元対策を講じます。
- ④コロナ禍で実施を控えていた研修会・講習会・会員宿泊研修会を徐々に開催していきます。

- ⑤ ICTを駆使した運営を促進する事やハイテク機器を活用した事業を展開する事により、シニアだから無理と考えるのではなく、チャレンジすることにより、未来に繋がる新たな取り組みを検討します。
- ⑥ 茨木市との業務委託に係る最賃遵守の契約変更については、(現在は、当該業務の事務費でセンターが補填) 市担当課の協力の下、財政部局の理解が得られるよう粘り強く交渉していきます。
- ⑦ 会員・役員・事務局が三位一体で、業績の向上に努めます。
- ⑧ 蓄積したノウハウは、状況に合わせて最大に活用し、事業発展に努めます。